

那覇市生ごみ処理機及び処理容器奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）又は生ごみ処理容器（以下「処理容器」という。）の購入者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、家庭から排出される生ごみの自己処理を促進しごみの減量化を推進することを目的とする。

(奨励の対象となる処理機器)

第2条 この要綱において、奨励の対象となる処理機及び処理容器（以下、処理機と処理容器を合わせて「処理機器」という。）は次のとおりとする。

(1) 処理機とは、電力等を利用して機械的に生ごみを分解又は乾燥し、たい肥化又は減量化させることを目的に製造されたもので、市長が適当と認めたものをいう。

(2) 処理容器とは、微生物の働きにより生ごみを発酵及び分解し、たい肥化させることを目的に製造されたもので、市長が適当と認めたものをいう。

(交付の対象)

第3条 市長は、市内に住所を有しかつ居住している者で、奨励の対象となる処理機器を購入した者に対して、この要綱に基づき奨励金を交付する。

(奨励金等)

第4条 奨励金は、処理機器の本体価格の3分の2とする。ただし、当該奨励金は30,000円を限度とする。

2 奨励の対象となる処理機は1世帯1台、処理容器は1世帯2台以内とする。ただし、処理機と処理容器に係る奨励金を重複して受けることはできない。

3 市長は、偽りの申請、その他不正手段により奨励金の交付を受けたものと認めるときには、奨励金の返還を求めることができる。

(奨励金の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機又は処理容器奨励金交付申請書（第1号様式）に添付書類を添付し、購入後12ヶ月以内に市長に申請しなければならない。

2 奨励金の交付を受けた者は、本市が交付を決定した日から起算して、処理機は5年以上、処理容器は2年以上が経過した場合に限り、新たに奨励金交付の申請をすることができる。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受けその内容が適当と認めたときには、生ごみ処理機又は処理容器奨励金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知し、奨励金を交付する。

2 前項の奨励金は月ごとに交付する。

3 交付月の予算残額が、第4条で算出した奨励金総額に満たない場合は、予算残額を奨励金総額で除した割合に応じて、各交付決定者の奨励金額を決定し交付する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

2 那覇市生ごみ処理容器による自己処理奨励要綱（平成5年6月3日決裁。以下「旧要綱」

という。)は、廃止する。

- 3 前項の旧要綱により既に奨励金の交付を受けた者は、本要綱による助成金の支給対象としない。

付則

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 改正前の那覇市生ごみ処理機助成金交付要綱の付則3項は削除する。

付則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に、助成金の交付を受けた者も第6条第3項の規定を適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成22年度4月1日から施行する。
- 2 平成20年度3月31日以前に、助成金の交付を受けた者も第6条第2項の規定を適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和元年12月25日から施行する。